
たにおり

お寄せいただいたご意見は、市からの回答とあわせて、「広報ひこね」に掲載することがあります。あなたの意見を掲載してもよろしいですか。

掲載してもよい ・ 掲載しないでほしい
どちらかに○をしてください。

住所			
氏名			
電話番号	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
年齢	<input type="checkbox"/> 20歳未満	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代
	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳以上

雪の季節です 除雪作業にご協力ください

市道路河川課

彦根市は、冬季の交通を確保するため、12月1日から翌年の3月20日までの間、幹線道路を中心に除雪を行っています。深夜から早朝にかけて凍結防止や除雪作業を行い、交通確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などがないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、全ての路線を短時間に除雪することは不可能です。

幹線道路以外の集落内道路や通学路・歩道などは、自治会やPTAなど、地域が互いに協力しあって除雪してください。
問い合わせ先 市道路河川課
☎ 30-6122番、FAX 22-13998番



第5回外国籍市民施策懇談会

市市民交流課

「外国籍市民施策懇談会」は、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりをめざして外国籍市民を取り巻きさまざまな問題について話し合う場です。第5回会議は次のとおり開催します。
日時 12月13日(土) 午前9時30分～同11時30分
場所 市民会館2階会議室
※今回は、教育分野を中心に話し合う予定です。
※会議は自由に傍聴することができます。

食品表示のお知らせ

滋賀農政事務所

※これまでの会議の経過などについては、彦根市ホームページをご覧ください。
問い合わせ先 市市民交流課
☎ 30-6113番、FAX 22-13998番

国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象になります

滋賀社会保険事務局

平成20年分の所得から控除されるのは、1月1日から12月31日までに納付した保険料です。過去に納め忘れのあった保険料や、家族の人の保険料を納付した場合も、社会保険料控除の対象になります。納め忘れがないか確認してください。
※社会保険事務所では、一定の所得がありながら、度重なる納付催告にもかかわらず納付がない人を対象に、国税徴収法による督促および滞納処分(財産の差押え)を行っています。
問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金業務課 ☎ 23-1114番

期限は2月2日(月)です 償却資産の申告を

市 税務課

償却資産とは、事業のために使うことのできる、土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が、法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産(これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む)です(左の表参照)。償却資産は、土地や家屋と同じように固定

資産税の課税対象となります。貸し付けているものを含む、このような事業用資産を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。申告期限は、平成21年2月2日(月)です。

特に、機械および装置については、全面改正が行われていますので、詳しくは彦根市から送付する償却資産申告書に同封している「平成21年度償却資産申告における耐用年数の取扱いについて」をご覧ください。
問い合わせ先 市税務課資産税係 ☎ 30-6138番、FAX 22-13998番

県税や市税の納め忘れはありませんか

市 納税課

皆さんから納めていただく県税や市税は、福祉や教育など、住民の皆さんの身近な行政サービスに使われる財源です。県と各市町では、12月を「滞納整理強化月間」として、事情なく滞納している人に対して、一斉に重点的な滞納整理を行います。もし、納税されていないと、財産(給与・預金など)を調査し、差し押さえることがあります。納め忘れがないか、もう一度お確かめください。
問い合わせ先 市税・市納税課 ☎ 22-9379番、FAX 22-3052番、県税・県湖東地域振興局税務課納税担当 ☎ 27-2205番、FAX 26-3091番

福祉有償運送の登録にかかる申請について

市 障害福祉課

道路運送法に基づき、NPO法人などが、営利を目的としない範囲で、外出時に支援が必要な人(要介護認定者や、身体障害者など)を、車を使って、有償で移送できます。このサービス(福祉有償運送)を提供する場合には、道路運送法に基づき、運輸支局への登録が必要です。また、登録には、その地域の福祉有償運送運営協議会の合意が必要となります。福祉有償運送のサービスを行うとする団体は、期日までに必要書類を提出してください。
申請期限 12月26日(金) 午後5時15分
※今回の申請分は、平成21年1月下旬～2月上旬に開催予定の運営協議会で審査されます。
必要書類 必要書類、様式など、詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。
書類提出・問い合わせ先 彦根市福祉有償運送運営協議会事務局(障害福祉課内) ☎ 27-9981番、FAX 26-1767番

償却資産の例

構築物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、仮設の建物、電気設備、空調設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備 など
機械および装置	旋盤、ボール盤、ミシン、ウインチ、ホイスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械 など
船舶	ボート、漁船、汽船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター など
車両および運搬具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車(ただし、自動車税が課税されているものは除く) など
工具・器具および備品	切削(せっさく)道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具、その他営業用の器具 など